

## 令和7年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金 Q&A

### 目次

#### 〔補助対象事業者に関すること〕

- Q1 補助対象事業者は会社法人のみか？ ..... - 1 -
- Q2 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるのか？ ..... - 1 -
- Q3 県税の滞納等がないこととは具体的にどういうことか？ ..... - 1 -
- Q4 「省エネ診断」とは？ ..... - 1 -
- Q5 省エネ診断を行う「エネルギー管理士等」とは？ ..... - 2 -

#### 〔補助対象事業に関すること（共通）〕

- Q6 農業用地の建屋屋根に太陽光発電設備設置は補助対象となるか？ ..... - 2 -
- Q7 「交付決定後に事業に着手すること」とあるが、何をもって事業の着手とするのか？ - 2 -
- Q8 中古品への交換を補助の対象としていないのはなぜか？ ..... - 2 -
- Q9 交付要領第4で補助要件として示されている「発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。」とは？ ..... - 2 -
- Q10 資金調達が「リース契約」、「割賦販売契約」または「ESCO」の場合は対象となるか？ ..... - 3 -
- Q11 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？ ..... - 3 -
- Q12 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？ ..... - 3 -
- Q13 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？ ..... - 3 -
- Q14 既設設備の撤去費および処分費は補助の対象となるか？ ..... - 4 -

#### 〔補助対象事業に関すること（省エネルギー設備）〕

- Q15 補助対象となる「設備の整備」とはどういったものか？ ..... - 4 -
- Q16 補助対象外となる「生産設備」とはどういったものか？ ..... - 4 -
- Q17 LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでよいのか？ ..... - 4 -
- Q18 LED照明に交換する場合、旧の照明器具を使用したバイパス工事（電源直結工事）は対象となるか。 ..... - 4 -
- Q19 事業所全体で5%以上のエネルギー使用量の削減が可能であれば、更新対象の設備の中に更新前の設備と比較してエネルギー使用量が増加するものが含まれても良いか？ ..... - 5 -
- Q20 導入する設備の能力・出力が、更新前の設備の能力・出力を超えてもよいのか？ ..... - 5 -
- Q21 不要な照明器具の撤去によるエネルギー使用削減分も事業効果としてよいのか？ ..... - 5 -
- Q22 施設の新設の場合、この補助を活用することはできるか？ ..... - 5 -
- Q23 事務所建物内の照明設備のみを更新する場合であっても、工場を併設している場合は工場も含めたエネルギー使用量が事業所全体のエネルギー使用量となるのか？ ..... - 5 -
- Q24 デマンド監視計などのいわゆる「見える化」システムは補助対象となるか？ ..... - 5 -
- Q25 複数の事業所に設備を導入する場合は、まとめて補助対象となるか？ ..... - 5 -

## 〔補助対象事業に関すること（再生可能エネルギー等設備）〕

- Q26 交付要領別表3でバイオマス発電・熱利用の要件として示されている「バイオマス依存率」とは何か？ ..... - 6 -
- Q27 様式第1号別紙1（再エネ等設備・発電設備）の添付資料「その他説明書類（風力、水力、バイオマスの場合）」の記載内容は？ ..... - 6 -
- Q28 対象施設の屋根などに太陽光発電設備を設置するスペースが不足している場合、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置して、対象施設に電力を供給する申請は可能か。またソーラーカーポート設置工事における補助対象範囲は？ ..... - 7 -
- Q29 太陽光発電および蓄電池（車載用を含む。）を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？ ..... - 7 -
- Q30 太陽光発電および蓄電池を設置する場合の発電出力は？ ..... - 7 -
- Q31 パワーコンディショナーのすべてに自立運転機能が必要ですか？ ..... - 7 -
- Q32 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を2年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金の申請は可能か？（例）初年度 15kw の蓄電池、次年度 15kw の蓄電池 ..... - 7 -
- Q33 次世代自動車＋V2Hを導入する場合の補助対象経費は？ ..... - 7 -
- Q34 「指定避難所」は、具体的にどのような施設を指すか？ ..... - 8 -
- Q35 再エネ設備を整備する時に、省エネ診断を受ける事が出来ない具体的ケースとは？ ..... - 8 -
- Q36 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか？ ..... - 8 -

## 〔その他〕

- Q37 交付要領第16条の規定で報告する事業効果を把握する期間は4月から翌年3月までの期間か？ ..... - 8 -
- Q38 交付要領第16条の報告様式では、補助対象事業の効果のみを把握することにならないのではないか？ ..... - 8 -
- Q39 補助事業の設備導入後（または同時）に大規模な生産設備の増強を検討しているが、事業効果はどのように把握すればよいのか？ ..... - 9 -
- Q40 事業効果が事業計画の効果に満たない場合はどうなるのか？ ..... - 9 -
- Q41 見積書の内容について注意点はありますか？ ..... - 9 -
- Q42 事業費の支払いは手形でも可能か？ ..... - 9 -
- Q43 支払証明書類にて、他事業との合算払い（金額）は認められるか？ ..... - 9 -
- Q44 インターネット取引による支払いは可能か？ ..... - 9 -
- Q45 既に実施設計を行っている場合は、補助対象となるか ..... - 10 -
- Q46 市町の補助金との併用は可能か？ ..... - 10 -
- Q47 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となるか？ ..... - 10 -
- Q48 設備を更新する場合に本事業を活用することは出来るか？ ..... - 10 -

## 〔補助対象事業者に関すること〕

### Q1 補助対象事業者は会社法人のみか？

A1 「中小企業経営強化法」第2条第2項に規定する中小企業者等を補助対象事業者としており、会社のみではなく、個人、組合、宗教法人等も補助対象事業者としています。

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

\* 資本金の額又は従業員数

| 区 分                                         | 資本金の額等 | 常時使用する従業員 |
|---------------------------------------------|--------|-----------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種                           | 3億円以下  | 300人以下    |
| 卸売業                                         | 1億円以下  | 100人以下    |
| サービス業                                       | 5千万円以下 | 100人以下    |
| 小売業                                         | 5千万円以下 | 50人以下     |
| ゴム製品製造業                                     | 3億円以下  | 900人以下    |
| ソフトウェア業または情報処理サービス業                         | 3億円以下  | 300人以下    |
| 旅館業                                         | 5千万円以下 | 200人以下    |
| 組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、<br>医業、その他法人格を有する民間事業者 | 10億円以下 | 2,000人以下  |

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

### Q2 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるのか？

A2 設備整備する事業所等が滋賀県内であれば対象となります。

### Q3 県税の滞納等がないこととは具体的にどういうことか？

A3 県税を原資とする補助事業であることから県税が納付されていることを要件としています。各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付していただくこととしています。

### Q4 「省エネ診断」とは？

A4 省エネ診断とは、「補助事業者が整備を行おうとする**事業所全体**の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。

産業支援プラザでは、中小企業の省エネ診断支援事業を実施しています。（定数になり次第終了） 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.shigaplaza.or.jp/service/esp/>

Q5 省エネ診断を行う「エネルギー管理士等」とは？

A5 省エネ診断は、過去に省エネ診断の実績のある法人等に所属するエネルギー管理士等の有資格者によるものとします。

エネルギー管理士等とは、エネルギー管理士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、建築設備士等の資格を有している。または、上記と同等以上の専門的能力を有するか、診断助言の実績がある者をいいます。

#### 〔補助対象事業に関すること（共通）〕

Q6 農業用地の建屋屋根に太陽光発電設備設置は補助対象となるか？

A6 事業所として活用する場合は対象となります。但し、事業所として活用する為の法的手続き等が完了している事が必要となります。

Q7 「交付決定後に事業に着手すること」とあるが、何をもって事業の着手とするのか？

A7 設備の導入工事を行う業者等への発注をもって着手とします。

Q8 中古品への交換を補助の対象としていないのはなぜか？

A8 中古品の場合、これまでの使用履歴等から省エネ効果の性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は相見積もり等により適正価格を把握することが困難であると考えられることから、補助対象としていません。

Q9 交付要領第4で補助要件として示されている「発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。」とは？

A9 対象設備に関する発注は、県内に本社または支店を有する事業者の県内に所在する事業所（以下「県内事業所」といいます。）に行うことが必要です。併せて、施工工事も県内事業所が行う必要があります。例えば、県内事業所に発注しても、その県内事業所が施工工事を県外の事業者へ委託した場合は補助対象外になります。地域経済の活性化を本補助金の目的の一つとしていることから、こうした要件を設けています。

すべての見積もり書も上記の県内の事業者から入手する必要があります。

なお、実績報告時には、契約書や領収書、工事完了証明書により、発注先および施工が県内事業所であることを確認いたします。

ただし、導入予定の設備について県内での取り扱い例が極端に少なく、県内に発注または施工できる事業者がない場合には、この限りではありません。事前にご相談ください。

**Q10 資金調達が「リース契約」、「割賦販売契約」または「E S C O」の場合は対象となるか？**

A10 本補助金において割賦販売契約は対象となります。リース契約やE S C Oは対象としていません。但し、太陽光発電設備等におけるファイナンスリース事業者及びPPA 事業者においてはこの限りではない。

**Q11 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？**

A11 補助事業者が、補助事業者自身または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社もしくは子会社、同条第5項に規定する関連会社、もしくは同条第8項に規定する関係会社から調達（工事を含みます。）を受けて補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合、およびいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、下表に定める方法により、利益等排除を行うものとします。

| 区 分                                     | 利益等排除の方法                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 補助事業者自身から調達を受ける場合                   | 原価をもって補助対象経費とします。この場合において、原価とは当該調達品の「製造原価」とします。                                                                                                                                                 |
| (2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合 | 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。                    |
| (3) 補助事業者の関係会社（(2)に掲げる者を除く。）から調達を受ける場合  | 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。 |

**Q12 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？**

A12 店舗や工場など事業に供する部分についてのみ補助対象となります。

**Q13 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？**

A13 分電盤が自宅用と事業所用と分かれている等、導入する設備が100%事業に供されることが明らかな場合は、全額が補助対象となります。

また、分電盤が分かれていない場合等、自宅用と事業所用で明確に区別できない場合は、事業所用に使っている床面積を全体の床面積で按分するなど、合理的な方法により計算します。事前にご相談ください。

なお、事業所用の補助対象経費（計算後の経費）が60万円を下回る事業については、補助対象



となりません。

**Q14 既設設備の撤去費および処分費は補助の対象となるか？**

A14 既存設備の撤去費用については、補助目的を達成するために必要不可欠な場合に限り補助の対象とします。例えば、更新対象でない照明設備の撤去費は補助対象となりません。

既存設備の処分費用（マニフェスト・証明書作成料等を含む）は補助の対象となりません。

なお、既存設備の処分に当たっては、廃棄物処理法、フロン排出抑制法等関係法令に基づき、適切に処理してください。

**〔補助対象事業に関すること（省エネルギー設備）〕**

**Q15 補助対象となる「設備の整備」とはどういったものか？**

A15 これまでの照明設備や空調設備の更新に加え、より大きな省エネ効果をもたらす設備の導入や資産計上を前提に省エネ診断で提案され省エネ効果の根拠を示すことができる設備改修も対象とします。

例：高効率照明設備への更新、空調制御システムの導入、換気ファンへのインバータ設置、太陽光照明設備の導入、ボイラー配管等への保温対策、窓の遮熱・断熱対策 等

**Q16 補助対象外となる「生産設備」とはどういったものか？**

A16 生産設備とは、その設備を動力源にして新たに財やサービス、付加価値を産み出す設備で、その生産工程に含まれるベルトコンベヤ等を含む一連の設備をいいます。

なお、生産設備に電気、熱、水、空気等を供給するユーティリティ設備は補助対象とします。

※補助対象の具体的な取扱いについては、個別にご相談ください。

**Q17 LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでよいのか？**

A17 電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。

工事の一部に電球の交換が含まれている場合は、材料費の他作業に係る経費も差し引く必要があります。尚、シーリングライトにおいても、電気工事を伴わないものは対象外となります。

**Q18 LED照明に交換する場合、旧の照明器具を使用したバイパス工事（電源直結工事）は対象となるか。**

A18 旧器具の老朽化に伴う落下危険性や資産計上が困難なケースもあり、補助対象となります。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。

Q19 事業所全体で5%以上のエネルギー使用量の削減が可能であれば、更新対象の設備の中に更新前の設備と比較してエネルギー使用量が増加するものが含まれても良いか？

A19 省エネ効果が見込めない設備の更新は補助対象となりません。

Q20 導入する設備の能力・出力が、更新前の設備の能力・出力を超えてもよいか？

A20 原則は同等の能力を有する設備への更新を対象とします。ただし、労働安全衛生上の問題などやむを得ない理由がある場合に限り省エネの効果が見込まれる場合は補助の対象とします。

Q21 不要な照明器具の撤去によるエネルギー使用削減分も事業効果としてよいか？

A21 不要な照明器具の撤去は補助対象事業ではありませんので、事業効果に含めないでください。撤去費用も補助対象経費に含めることはできません。

Q22 施設の新設の場合、この補助を活用することはできるか？

A22 施設の新設、建替、移転は対象外です。本補助事業は既存施設における設備導入を対象としています。

Q23 事務所建物内の照明設備のみを更新する場合であっても、工場を併設している場合は工場も含めたエネルギー使用量が事業所全体のエネルギー使用量となるのか？

A23 工場が含まれている場合は工場を含めたエネルギー使用量となります。

なお、複数の事業所で事業を行う場合は、省エネ診断は事業所単位となりますが、交付要領第3条に規定する補助要件にあるエネルギー使用量は対象事業所全体を合算したものです。

Q24 デマンド監視計などのいわゆる「見える化」システムは補助対象となるか？

A24 単なる「見える化」だけでは補助の対象となりません。一連のシステムに機器の自動制御機能が組み込まれるなど確実な省エネ効果が見込まれる場合のみ対象となります。

なお、システムの一部にデマンド監視機能が組み込まれている場合、これに係る機器（機能）は補助対象から除外します。

Q25 複数の事業所に設備を導入する場合は、まとめて補助対象となるか？

A25 複数の事業所に設備を導入される場合も対象となります。この場合、複数の事業所を一事業所として取扱い、交付要領第3条に規定する補助要件にあるエネルギー使用量は複数の事業所を合算したものととなります。

なお、補助申請をされる際に必要となる省エネ診断結果は事業所単位で作成する必要がありますので、ご注意ください。

【補助対象事業に関すること（再生可能エネルギー等設備）】

Q26 交付要領別表3でバイオマス発電・熱利用の要件として示されている「バイオマス依存率」とは何か？

A26 バイオマス依存率とは、バイオマスボイラー等に投入する全体熱量に対するバイオマス熱量の割合となります。以下の計算式により算出します。

バイオマス依存率（％）＝（A×B）／（A・B＋C・D）×100

A：バイオマス利用量（Nm<sup>3</sup>/h または kg/h）

B：バイオマス低位発熱量（MJ/Nm<sup>3</sup> または MJ/kg）

C：バイオマス以外の混焼燃料利用量（Nm<sup>3</sup>/h または kg/h）

D：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（MJ/Nm<sup>3</sup> または MJ/kg）

Q27 様式第1号別紙1（再エネ等設備・発電設備）の添付資料「その他説明書類（風力、水力、バイオマスの場合）」の記載内容は？

A27 下記の事項を参考に記載してください。導入する設備の規模等に応じた内容で支障ありませんが、詳細については事前にご相談ください。

【風力発電の場合】

設置場所の対象面積と経緯度（度、分、秒）、風況観測地点、年平均風速(m/s)、計測高さ、月平均風速（月平均の風速表）、風力エネルギー密度（W/m<sup>2</sup>）（年間、風向別）、風向出現率（風配図）、風況曲線

【水力発電の場合】

水系および使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名）、流況曲線、流量観測期間、豊水量（m<sup>3</sup>/s）、平水量（m<sup>3</sup>/s）、低水量（m<sup>3</sup>/s）、渇水量（m<sup>3</sup>/s）、最小水量（m<sup>3</sup>/s）、ダムおよび水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名）、ダム・取水口位置、使用水量（最大、常時、常尖）、総落差（取水位、放水位、総落差）、有効落差（最大、常時、常尖）、出力（最大、常時、常尖）、取水設備（取水口の型式）、導水路（形式、巨長、内径）、放水路（形式、巨長、内径）、水圧管路（条数、長さ、内径）、水車（種類、容量、台数）、発電機（種類、容量、台数）、変圧器（容量、台数）、発電システムの特徴（設計根拠等も含めて記載）

【バイオマス発電の場合】

発電効率、バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量、バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量）、設備の年間稼働時間、予定機器リスト



**Q28 対象施設の屋根などに太陽光発電設備を設置するスペースが不足している場合、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置して、対象施設に電力を供給する申請は可能か。またソーラーカーポート設置工事における補助対象範囲は？**

A28 ・電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さず（自己託送はせず）に対象施設に電力を供給し、自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数期間における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、了承が得られている）ことが確認できる資料が申請時に提出されることを条件に、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置する場合も補助対象とします。

・機能上、必要な設備、工事は対象となります。不明瞭な場合は事前に相談下さい。

**Q29 太陽光発電および蓄電池（車載用を含む。）を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？**

A29 例えば、太陽光発電の出力が 10.29kW の設備を導入する場合、補助金額は  $10.29\text{kW} \times 7\text{万円/kW} = 720,000\text{円}$ （千円未満切り捨て、上限 210 万円）となります（福祉施設等の場合、 $10.29\text{kW} \times 10\text{万円/kW} = 1,029,000\text{円}$ （千円未満切り捨て、上限 300 万円））。

なお、蓄電池の蓄電容量は補助金額の計算に影響しません。

**Q30 太陽光発電および蓄電池を設置する場合の発電出力は？**

A30 太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値（小数第2位まで）となります。

**Q31 パワーコンディショナーのすべてに自立運転機能が必要ですか？**

A31 事業所ごとに少なくとも1台以上の自立運転機能を有したパワーコンディショナーが必要です。また自立運転機能で賄う対象機器と容量の妥当性も申請時に記載が必要です。

**Q32 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を2年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金の申請は可能か？（例）初年度 15kw の蓄電池、次年度 15kw の蓄電池**

A32 同一系統において電力供給される場合、2年度に分けて申請されても補助金交付は初年度のみです。

**Q33 次世代自動車＋V2Hを導入する場合の補助対象経費は？**

A33 次世代自動車については、車両本体価格を補助対象経費とします。オプションや諸費用は補助対象外です。

また、V2Hについては、設備本体価格および工事費が補助対象経費となります。

Q34 「指定避難所」は、具体的にどのような施設を指すか？

A34 災害時において地域の避難所となり得る民間の福祉施設や医療施設等で、県内に所在し、かつ耐震性を有する以下の施設とします。災害対策基本法の規定に基づき、市町から福祉避難所に指定（予定を含む。）されている施設、補助金の実績報告時までに、指定されていることが必要です。

Q35 再エネ設備を整備する時に、省エネ診断を受ける事が出来ない具体的なケースとは？

A35 開業及び新規の事業所等の新設を指し、既存事業所等の改修・増築・新築は省エネ診断を必須とします。また、ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより太陽光発電設備等を導入する場合はこの限りではない。詳細は事務局までお問合せください。

#### 〔その他〕

Q36 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか？

A36 交付要領第8条の規定にあるように、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、事前にプラザの承認を受ける必要があります。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

これらに該当しない軽微な変更については承認不要ですが、補助対象事業に該当しなくなる変更を行い、補助金が減額されるケースもあり得ますので、できる限り事前にお問い合わせください。

また、交付決定後に補助対象経費が増額となった場合も、補助金額は交付決定額が上限となります。

Q37 交付要領第16条の規定で報告する事業効果を把握する期間は4月から翌年3月までの期間か？

A37 事業完了後の効果が把握できるのであれば、事業完了の翌月から報告期限（翌々年度の6月30日）までの間の1年間であればどの期間でも構いません。

Q38 交付要領第16条の報告様式では、補助対象事業の効果のみを把握することにならないのではないか？

A38 実際には運用による節電努力など複合的な要因に基づく結果ですが、事業所全体での省エネに対する取組によりその効果が発揮されたものとして評価します。交付申請時には補助対象事業のみで補助の要件を満たすことが条件ですので、適切な根拠資料に基づき省エネ効果の説明が必要となります。

一方で、一部工場の閉鎖など省エネ取組に因らない大規模なエネルギー使用の削減は、事業効果とは認められませんので、根拠資料の提出を求める場合があります。

Q39 補助事業の設備導入後（または同時）に大規模な生産設備の増強を検討しているが、事業効果はどのように把握すればよいのか？

A39 補助事業導入設備分のエネルギー使用量または生産設備の増強分のエネルギー使用量が把握できるように計測機器を設置するなど、生産設備の増強前と比較できることが必要となります。

Q40 事業効果が事業計画の効果に満たない場合はどうなるのか？

A40 交付要領第 16 条の報告において、補助の要件を満たしていない場合は、交付決定の取り消しにより支払済補助金の返還となる場合があります。その他、事業計画の効果に満たない場合は一部返還となる場合もありますので、ご注意ください。

工事完了後からエネルギーの使用状況を管理し、事業計画どおり効果を発揮しているかの把握に努めてください。

Q41 見積書の内容について注意点はありますか？

A41 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるように、経費の内訳を数量×単価で記載し、「〇〇工事一式」などとしないようにしてください。

Q42 事業費の支払いは手形でも可能か？

A42 手形での支払いも可能ですが、手形が決済された時点で支払い完了となりますので、原則、令和 7 年 1 月末日までに決済されることが必要となります。また、実績報告時には決済されていることが確認できる書類も提出していただきます。なお、手形の裏書譲渡による支払いは認めません。

Q43 支払証明書類にて、他事業との合算払い（金額）は認められるか？

A43 原則、不可とします。やむを得ず合算払いとなった場合は、当該設備の支払い金額の根拠資料を添付して下さい。

Q44 インターネット取引による支払いは可能か？

A44 インターネット取引による支払いも可能ですが、振込日以降の日付で発行された振込日、振込先（名義、口座情報）、振込金額および振込手数料が相手方負担となっていないことが確認できる書類が必要です。

なお振込手数料は申請者の自己負担ですので、発注先に負担してもらうなどはしないでください。

Q45 既に実施設計を行っている場合は、補助対象となるか

A45 設計費は補助対象経費に含まれないことから、実施設計済の事業であっても特に支障はありません。

Q46 国や市町の補助金との併用は可能か？

A46 国または国の関連団体からの補助金の併用については、再エネ設備は可能ですが、補助対象経費から国の補助金額を差し引いた交付額となります。省エネ設備は併用不可です。

なお市町の補助金は省エネ・再エネ設備とも併用可能ですが、市町の制度で併用が認められない場合がありますので詳細については、各市町の担当者へお問い合わせ下さい。なお、併用する場合も補助対象経費から市町の補助金額を差し引く必要はありません。

Q47 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となるか？

A47 設備の性能が公的に証明されていないことから、補助対象としていません。

Q48 設備を更新する場合に本事業を活用することは出来るか？

A48 更新の場合も対象となります。但し、滋賀県からの補助金の交付を受けて導入した設備の更新は補助対象外となります。また、既存設備の撤去費、処分費等は補助対象経費に含める事はできません。